

南魚沼市監査委員告示第7号

監 査 結 果 の 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

平成24年10月30日

南魚沼市監査委員 廣 井 正 一

南魚沼市監査委員 腰 越 晃

南魚監第81号
平成24年10月25日

南魚沼市長 井口一郎様
南魚沼市議会議長 阿部久夫様

南魚沼市監査委員 廣井正一
南魚沼市監査委員 腰越晃

財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果を報告する。

記

1 監査の対象

平成23年度において、南魚沼市が補助金を交付した団体（財政援助団体）及び公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）。

2 監査の実施団体

- (1) 南魚沼市塩沢地域農業再生協議会
- (2) 南魚沼市大和・六日町地域農業再生協議会
- (3) 医療法人 齋藤記念病院
- (4) 株式会社 飛鳥（南魚沼市斎場指定管理者）
- (5) 医療法人社団 萌気会（南魚沼市立浦佐認定こども園指定管理者）
- (6) 五城土地改良区
- (7) 大和郷土地改良区
- (8) 南越後観光バス株式会社

3 監査の実施日

平成24年10月2日から平成24年10月11日まで

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、現地に赴き、各団体から提出された資料及び提示のあった関係帳簿・関係書類を調査するとともに、以下の点を中心に関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。また、指定管理者が管理する施設（以下「指定管理施設」という。）については、当該施設の現地調査を実施した。

- (1) 交付された補助金が交付目的どおりの効果を発揮しているか
- (2) 指定管理制度が有効に機能しているか

5 監査の結果

交付された補助金等に係る出納その他の事務は、概ね適正に処理され、その目的どおりの効果があるものと認められた。

指定管理施設の管理・運営についても概ね適正に行われているものと認められた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望した。

各団体に係る監査の結果は、別紙のとおりである。

(別紙)

○南魚沼市塩沢地域農業再生協議会

1 補助金の交付状況(平成23年度)

- (1) 塩沢地域水田農業構造改革対策推進事業費補助金 9,626,000円
(2) 農業者戸別所得補償制度推進事業補助金 5,923,000

2 団体概要

名称：南魚沼市塩沢地域農業再生協議会(平成24年2月の規約改正により南魚沼市塩沢地域水田農業確立推進協議会から変更、以下「協議会」という。)

区域：南魚沼市塩沢地域

目的：米の生産調整、農業者戸別所得補償の取組み

事務局：事務局一しおざわ農業協同組合(JA)営農課営農企画係

人員一市職員 1名(専任)

JA職員 3名(兼任)

臨時職員 2名(専任)

3 監査の結果

(1) 平成23年度決算の概要

(単位：千円)

収 入		支 出	
市補助金	9,626	団地加算補助金	10,653
JA負担金	6,417	農家組合達成補助金	5,291
県間調整・地域とも 補償拠出金	44,739	県間調整・地域とも 補償超過達成支出金	42,257
		加工用米協議会助成	2,500
農業者戸別補償制度 推進事業費	5,923	農業者戸別補償制度 推進事業費	5,923
その他	394	その他	82
合計	67,099	合計	66,706

(2) 補助事業の概要

塩沢地域水田農業構造改革対策推進事業費補助金は、生産調整達成のため協議会が単独で行う助成事業(団地加算補助金、農家組合達成補助金等)に補助され、事業費の60%(JAが40%)を負担するものである。

農業者戸別所得補償制度推進事業補助金は、農業者戸別所得補償制度推進のための事務費に補助され、その全額が国の予算で措置され、市の予算を通じて協議会に交付されている。

(3) 監査委員の所感

平成23年度の塩沢地域の転作率は34.6%であったが、達成率は98.5%となった。県間調整817tを加味すると実質の転作率は27.3%程度となる。当協議会は、高価格米の「魚沼コシヒカリ」の産地として、農家経済の向上を図るためには「魚沼コシヒカリ」の増産を図りたいし、一方で国の施策の生産調整を順守しなければならないという相矛盾する状況のなかにある。米に次ぐ作物がなかなか見いだせないなかでは、これ以上の生産調整の強化は困難ではないかと感じた。

とりわけ、事務局の一翼を担うしおざわ農業協同組合にとっても、事業の柱である「米の販売」戦略に密接にかかわり、事務局体制の再検討も必要ではないかと感じられた。

○南魚沼市大和・六日町地域農業再生協議会

1 補助金の交付状況（平成23年度）

- (1) 大和・六日町地域水田農業構造改革対策事業費補助金 12,000,000円
 (2) 農業者戸別所得補償制度推進事業補助金 6,090,000

2 団体概要

名称：南魚沼市大和・六日町地域農業再生協議会（平成24年2月の規約改正により南魚沼市大和・六日町地域水田農業推進協議会から変更、以下「協議会」という。）

区域：南魚沼市大和地域及び六日町地域

目的：米の生産調整、農業者戸別所得補償の取組み

事務局：事務局一魚沼みなみ農業協同組合（JA）営農企画課

人員一市職員 2名（専任）

JA職員 1名（専任）

臨時職員 1名（専任）

3 監査の結果

(1) 平成23年度決算の概要

（単位：千円）

収 入		支 出	
戸別所得補償制度導入促進事業	6,090	戸別所得補償制度導入促進事業	6,099
市補助金	12,000	団地助成金	7,571
JA負担金	8,000	集落とも補償活動助成金	11,569
地域間調整拠出金	112,031	地域間調整・地域とも補償超過達成助成金	112,152
その他	2,133	その他	1,197
合計	140,254	合計	138,588

(2) 補助事業の概要

大和・六日町地域水田農業構造改革対策推進事業費補助金は、生産調整達成のため協議会が単独で行う助成事業（団地助成、集落とも補償活動助成金等）に補助され、事業費の60%（JAが40%）を負担するものである。

農業者戸別所得補償制度推進事業補助金は、農業者戸別所得補償制度推進のための事務費に補助され、その全額が国の予算で措置され、市の予算を通じて協議会に交付されている。

(3) 監査委員の所感

平成23年度の大和・六日町地域の転作率は各々31.2%、32.7%であったが、達成率は100.1%となった。地域間調整2,047tを加味すると実質の転作率は協議会全体で18.2%程度となる。当協議会は、高価格米の「魚沼コシヒカリ」の産地として、農家経済の向上を図るためには「魚沼コシヒカリ」の増産を図りたいし、一方で国の施策の生産調整を順守しなければならないという相矛盾する状況のなかにある。スイカ、きのこなどの作物が有力であるが、これ以上の生産調整の強化は困難ではないかと感じた。

とりわけ、事務局の一翼を担う魚沼みなみ農業協同組合にとっても、事業の柱である「米の販売」戦略に密接にかかわり、事務局体制の再検討も必要ではないかと感じられた。

○医療法人 齋藤記念病院

1 補助金の交付状況（平成23年度）

病院群輪番制病院運営事業補助金 3,836,000円

2 団体概要

設立：昭和52年12月

病床数：118床（一般病棟70床、療養病棟48床）

診療科目：脳神経外科、整形外科、リウマチ科他

3 監査の結果

(1) 平成23年度事業実績

1) 事業費

(単位：円)

区分	支出額	うち市補助金	うち団体
金額	16,041,900	3,836,000	12,205,900

2) 事業概要

- ・実診療日数 54日（休日 9日、夜間 45日）
- ・職員の状況
 - 医師 4名
 - 看護師 2名
 - 医療技師 3名
- ・取扱患者数 入院 41名 外来 125名 計 166名

(2) 補助事業の概要

病院群輪番制は、南魚沼市、魚沼市、小千谷市、長岡市（旧川口町）、湯沢町の地域で、休日、夜間の重症救急患者の医療を確保するため第一次救急医療体制の後方体制として、二次救急医療体制を地域内8病院の参加により実施している。本補助金は、輪番制に参加する病院にかかわる経費の一部を補助するものである。

(3) 監査委員の所感

齋藤記念病院は、脳神経外科の専門病院として、地域の中心的医療機関としてかけがえない存在である。当市では、脳神経外科にかかわる第1次医療、第2次医療は全面的に本病院に依存している。

事業の実施状況をみると、病院である以上、当番日も非当番日もともに変わりなく同じ体制で実施しているとのことである。とすれば、事業に対する補助金として考えると補助率23.9%であり、あまりにも補助率が低すぎ、実態に沿わない状況と思われる。

平成27年6月には魚沼基幹病院（仮称）が開院する。今まで以上に地域住民にメリットがあるような医療体制の検討が望まれる。

○株式会社 飛鳥（南魚沼市斎場指定管理者）

1 指定管理施設の概要

名 称：南魚沼市斎場

所 在 地：南魚沼市思川 576 番地 1 他

供用開始：平成 22 年 9 月 1 日（一部供用開始）

火葬炉数：5 基（内ペット炉 1 基）

指定期間：平成 22 年 9 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで

委 託 料：27,825,158 円（平成 23 年度）

指定管理業務：

- (1) 斎場の火葬に関する業務
- (2) 斎場の施設・設備の維持管理に関する業務
- (3) ペットの火葬及びペット火葬使用料の徴収に関する業務
- (4) その他、斎場の管理運営に必要な業務

*一般火葬の使用許可及び使用料の徴収は市の業務

2 指定管理者の概要

名 称：株式会社 飛鳥

所在地：新潟県南魚沼市塩沢 799 番地 15

設 立：平成 5 年 4 月 1 日

資本金：154,000 千円

主たる事業：葬祭業

3 監査の結果

(1) 平成 23 年度事業内容

1) 決算額

(単位：円)

区 分	金 額
① 管理費（制服代含む）	9,655,646
② 業務管理費（事業者報酬）	1,430,702
③ 人件費	13,860,000
④ 委託料	2,382,055
⑤ 使用料及び賃借料	496,755
⑥ その他（雑費）	0
⑦ 諸経費（事務処理費）	0
合 計	27,825,158

*業務管理費 = (①管理費 9,655,646 - 制服代 117,631) × 15%

2) 事業の概要

ア) 職員体制

場長 1 名 事務員 1 名 業務員 3 名 緊急時駆け付け人 2 名

イ) 一般火葬炉

- ・受入件数 814件 (午前 703件 (86.4%) 午後 111件 (13.6%))
- ・稼働日数 304日
- ・平均受入件数 2.7件/日 (最大受入件数 7件/日)
- ・平均来場者数 23人/件 (最大 72人 最少 1人)

ウ) 小動物炉

- ・受入件数 219件
- ・稼働日数 303日
- ・平均受入件数 0.7件/日

(2) 監査委員の所感

本斎場は、昭和49年6月に供用開始した旧斎場が、施設の老朽化が進んできたこと等により、総額約12億円の事業費により建設し、平成22年9月から供用開始したものである。新しい施設になったことを契機に、それまでの市による臨時職員を主体にした直営体制から、指定管理者による運営体制に移行したものである。

新斎場は、「人生の終焉の場にふさわしい尊厳と格調のある環境に配慮した施設とし、会葬者の心情、事情も考慮し、混雑時にも会葬者同士がなるべく交錯することがない余裕のある施設構成」として計画したとおり、大変すばらしい施設であった。

旧斎場で指摘されていた接遇等であるが、監査には場長及び「1級葬祭ディレクター」の有資格者が対応したが、その対応振りには当職もなるほどと感心するところがあった。

また、インターネット及び携帯電話を利用して、24時間、火葬炉4基と待合室2室の仮予約が可能なシステムが導入され、市及び葬祭業者にIDとパスワードが付与され、利便性の向上と公平・平等の確保に配慮がなされていた。

指定管理制度の導入の目的が、「公の施設の管理において必要に応じて民間のノウハウを活用し、効果的・能率的な公の施設の管理」を実現することにあるという観点から斎場の指定管理の目的を考えると、「適正な価格できめ細かい市民サービスの提供」を図ることと考えられる。これに対する指定管理者の業務管理費（事業主報酬）の算定は、管理費の15%となっている。管理費には燃料費、光熱水費等が含まれており、市としてコストの削減を求めている部分でもある。指定管理者が良心的に管理をし、コストを削減すればするほどそれに連動して業務管理費も減る仕組みになっている。指定管理者も市もともにメリットが得られる業務管理費の仕組みを望むものである。

○医療法人社団 萌気会（南魚沼市立浦佐認定こども園指定管理者）

1 指定管理施設の概要

名 称：南魚沼市立「浦佐認定こども園」
 所 在 地：南魚沼市浦佐 5278 番地 9
 開 設：平成 23 年 4 月 1 日
 定 員：180 名
 指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで
 委 託 料：125,429,226 円（平成 23 年度管理委託料）
 138,300 円（一時預かり無料券利用委託料）
 補 助 金：42,086,000 円（未満児保育事業補助金外 9 件）

2 指定管理者の概要

名 称：医療法人社団 萌気会
 住 所：南魚沼市二日町 205 番地 6
 設 立：平成 5 年
 事業概要：医療（診療所 2 ヲ所）、介護保険事業（10 事業所）、有料老人ホーム（2 ヲ所）、栄養調理室、移送環境整備農園室等

3 監査の結果

(1) 平成 23 年度事業内容

1) 決算額

(単位：千円)

収 入		支 出	
委 託 費	128,584	人 件 費	139,726
補 助 金	40,875	事 務 費	19,530
利 用 料 収 入	9,244	事 業 費	13,974
管 理 費	1,827	そ の 他	2,278
そ の 他	4,363		
合 計	184,893	合 計	175,508

*委託費及び補助金は、市と団体に期間等のズレがあり金額が一致しない。

2) 定員と入園状況

(単位：人)

年齢	定員	入園児	年齢	定員	入園児
0	11	12	3	45	42
1	14	24	4	45	54
2	20	27	5	45	40
			合計	180	199

*入園児数は平成 24 年 10 月 1 日現在

- ・病後児保育 3人
- ・一時預かり保育
- ・障害児保育
- ・学童保育 30～50人

3) 職員配置

- | | | | |
|-----------|-----|------------|-----|
| ・園長 | 1名 | ・副園長 | 1名 |
| ・保育士及び教諭 | 28名 | ・看護師 | 2名 |
| ・英語・音楽担当者 | 2名 | ・学童指導員 | 4名 |
| ・調理員 | 4名 | ・パート | 3名 |
| ・庶務・事務員 | 3名 | (待機看護師・保育者 | 3名) |

(2) 監査委員の所感

「こんにちは」と子どもたちの元気なあいさつに迎えられた。とにかく元気がいい。円形のユニークな木造建築の建物。廊下がトラック替わりで、何となく走りたくなる。当該施設は、これまでの「浦佐保育園」「浦佐幼稚園」「大空クラブ」（学童施設）の三つの施設を統合して、平成23年4月1日に新規開設した。それを契機に指定管理者制を導入したものである。

園の保育理念は「いつも子どもを真ん中に」である。「子ども自身が自らの体験・遊びから学ぶことが基本です」と園長。先生は一方的に教える役割ではなく、子どもが自分の体験から学び、気づけるように寄り添い、支援していく役割を基本にしているとのことである。園の周辺には、天然芝の天王町グラウンド、八色の森公園、小・中学校があり、恵まれた環境を十分に活かして、保育に取り組んでいるように感じた。

保護者との関係は大変良好であり、園のサポーターとして取り込もうとしているように見受けられた。園との連絡は、「園だより」「クラスだより」「個人連絡帳」「アルバム」により行い、送迎時にも積極的にコミュニケーションを図ろうと声掛けを行っている。「個人連絡帳」を一部拝見したが、園での生活がよくわかるよう非常にきめ細かく記入されていた。一斉メールシステムを導入し、普段の連絡や毎日の欠席等の連絡にも使用していた。

障がい児保育にも積極的に取り組んでいる。障がい児と共に育つという考えがあり、統合保育を基本にしているとのことである。集団の調和よりも個の存在を重視するのであろう。いろいろの子どもがいて、お互いに学び合うのだと思う。遅れている⇔進んでいる、正常である⇔異常であるという区分けにどんな意味があるというのだろうか。

職員は、保育士と幼稚園教諭の両方の資格をもち、正職員である。2年目となるが一人として離職する人はいなかったとのことである。確かに、公立の職員に比較すると待遇は見劣りするかもしれないが、「正職員として雇用が保障され、平均的な給与であれば、あとは自分のやりたい保育ができる職場の方がいいのではないか」「萌気会は働く人を大事にする。働く人が働きやすい環境を整えることが利用者にも満足できるサービスを提供できる」と園長は力説していた。また、「民間のいいところは、萌気会の掲げる保育理念に共感できる人を採用できるし、異動がないので園にも職員にも経験の蓄積ができる」とのことであった。また、英語担当の職員は、国際大学出身のミャンマー国籍の女性を正職員として採用し、子どもたちや職員に英語の授業をしているとのこと。これぞ公設民営かと、

その先進性と柔軟性に当職も感心した。

病後児保育の利用状況は、当初予想よりは低調であるとのこと。平成23年度では年間66人程度である。回復期でもあるため、同一施設で別の部屋だと子どもが非常に嫌がるということであった。

一時預かり保育も当初の想定よりも利用者が多く、未満児の待機者が便宜的に利用している例もあるとのことである。

学童保育では、1年生では安心感を持つようであるが、当初想定よりは人数が多く、夏休みは浦佐小学校のミーティングルームを使用しているとのことである。

前記の定員と入園状況にあるように定員オーバーの状況である。特に、保護者の雇用状況を反映して未満児で定員オーバーである。開設して2年目となり、評判の良さから、当初想定とは異なって利用者が多いという状況ができてきている。今後、検証を行い、「子どもが真ん中」の保育ができる施設であり続けるよう柔軟な対応を望むものである。

萌気会のもっている資源、周辺環境の良さ、そして何よりも園長の揺るぎない確信に満ちた保育理念と豊富な経験。これらが一体となって「子どもが真ん中」の保育を実践していると感心した。

○五城土地改良区

1 補助金の交付状況（平成23年度）

(1) 南魚沼市産業振興事業 農道整備事業等償還補助金	20,449,489円
(2) 南魚沼市農業用施設維持修繕事業補助金	1,138,000

2 団体概要

名称：五城土地改良区（認可番号 新潟県第318号）

区域：城内及び五十沢地区

概要：昭和40年4月1日 城内土地改良区及び五十沢土地改良区合併により設立

地区面積 田：1,147ha 畑：132ha（平成24年5月31日現在）

組合員数：1,513人（平成24年5月31日現在）

主な施設の概要

頭首工	3ヶ所
溜池	2ヶ所
幹線用水路	28km（全用水路 215km）
幹線排水路	20km（全排水路 176km）
農道	124km
小水力発電施設	1ヶ所

3 監査の結果

(1) 平成23年度事業実績

1) 事業費

・農道整備事業等償還補助金

借入件数	52件
償還額	元金 18,040,345円
	利子 2,409,144
計	20,449,489

・農業用施設維持修繕事業補助金

（単位：円）

総事業費	うち市補助金	うち事業者負担金
12,949,860	1,138,000	11,811,860

3) 事業内容

ア) 農業用施設維持修繕事業補助金

・農道、用水路、頭首工等	21件	8,074,477円
・原材料費		2,369,713
・機材等使用料		2,505,670

(2) 補助事業の概要

農道整備事業等償還補助金は、過去に実施した農道整備事業等に際し、事業費の一部に充てるため土地改良区が金融機関から借入れた借入金の償還金について補助金を交付するもの。

農業用施設維持修繕事業補助金は、農業施設が有する多面的機能、すなわち市民の生活環境の維持にとってもかけがえのない施設であることに鑑み、予算の範囲内で維持修繕事業に補助金を交付するもの。実際の運用は、「南魚沼市農業用施設維持修繕事業補助金交付要綱」（平成23年告示第45号）によりなされている。

(3) 監査委員の所感

農道整備事業等償還補助金については、借換えを行い、利子負担の軽減に努めていた。

農業用施設維持修繕事業補助金については、土地改良区が行っている農道、用排水路等の維持修繕は、良好な市民生活を営むうえで不可欠なものである。土地改良区にとっても施設の維持管理が主な業務になり、また、昭和50年代に建設を終えた施設の更新の時期を迎え、その資金の調達に苦慮しているところである。公共施設が「壊して新設する」考えから「維持補修しながら長く使用する」考えになっている現在、土地改良区との適切な負担区分のもとに計画的な施設の維持修繕と長寿命化を望むものである。

○大和郷土地改良区

1 補助金の交付状況（平成23年度）

(1) 南魚沼市産業振興事業 農道整備事業等償還補助金	29,185,318円
(2) 南魚沼市産業振興事業 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	14,600,000
(3) 南魚沼市農業用施設維持修繕事業補助金	1,692,000

2 団体概要

名称：大和郷土地改良区

区域：大和地区及び魚沼市の一部

概要：昭和40年4月15日 浦佐・大崎・東・蕨神土地改良区合併により大和土地改良区設立

昭和54年3月30日 大和土地改良区と八色原土地改良区合併により大和郷土地改良区設立

地区面積 田：1,802ha 畑：305ha（平成24年3月31日現在）

組合員数 2,340人（内魚沼市132人、平成24年3月31日現在）

3 監査の結果

(1) 平成23年度事業実績

1) 事業費

・農道整備事業等償還補助金

借入件数	33件	
償還額	・二五堰用水路償還金補助	1,965,115円
	・農道整備事業償還金補助	20,716,510
	・基盤整備促進大崎地区償還金補助	6,503,693
	合計	29,185,318

・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

平成22年度からの繰越分	7,300,000円
平成23年度	7,300,000
合計	14,600,000

(財源内訳)	国費	11,100,000
	県費	3,500,000
	市費	0

・農業用施設維持修繕事業補助金

(単位：円)

総事業費	うち市補助金	うち事業者負担金
4,107,547	1,692,000	2,415,547

2) 事業内容

ア) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

実施地区	南魚沼市浦佐
受益面積	10.7ha
主要工事	客土 10.7ha
総事業費	45,000千円
事業期間	平成22年～平成25年

イ) 農業用施設維持修繕事業補助金

農道補修工事	7件	983,366円
パイプライン修繕工事	9件	1,523,612
その他工事	5件	1,600,569

(2) 補助事業の概要

農道整備事業等償還補助金は、過去に実施した農道整備事業等に際し、事業費の一部に充てるため土地改良区が金融機関から借入れた借入金の償還金について補助金を交付するもの。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金は、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」に基づく国の支援策として交付されるもの。

農業用施設維持修繕事業補助金は、農業施設が有する多面的機能、すなわち市民の生活環境の維持にとってもかけがえのない施設であることに鑑み、予算の範囲内で維持修繕事業に補助金を交付するもの。実際の運用は、「南魚沼市農業用施設維持修繕事業補助金交付要綱」（平成23年告示第45号）によりなされている。

(3) 監査委員の所感

農道整備事業等償還補助金については、借換えを行い、利子負担の軽減に努めていた。

農業用施設維持修繕事業補助金については、土地改良区が行っている農道、用排水路等の維持修繕は、良好な市民生活を営むうえで不可欠なものである。土地改良区にとっても施設の維持管理が主な業務になり、また、昭和50年代に建設を終えた施設の更新の時期を迎え、その資金の調達に苦慮しているところである。公共施設が「壊して新設する」考えから「維持補修しながら長く使用する」考えになっている現在、土地改良区との適切な負担区分のもとに計画的な施設の維持修繕と長寿命化を望むものである。

○南越後観光バス株式会社

1 補助金の交付状況（平成23年度）

(1) 生活交通確保対策運行費補助金	16,556,000円
(2) 生活交通確保対策運行費補助金(市単独)	13,216,000
(3) 生活交通確保維持改善事業費補助金	9,067,289
(4) 路線バス運行にかかる運行費補助金	3,636,000

2 団体概要

名称：南越後観光バス株式会社

本店の位置：南魚沼市美佐島字野田道1603番地

設立：昭和62年12月4日（同年12月20日営業開始）

主たる事業内容：旅客運送業（一般乗合、一般貸切）、自動車の運行及びその管理の請負業、国内旅行業

事業用自動車の数：107両（一般乗合74両、一般貸切33両）

3 監査の結果

(1) 補助事業の概要

本事業は、バス運行が必要不可欠でありながら、輸送人員の減少等によりその維持が困難になっている地域の生活交通路線の維持を図るため、乗合バス事業者に対し、個別路線毎に生じている欠損等について補助金を交付するものである。

(2) 監査委員の所感

補助金額の算出基礎となる路線の収益・費用等の内訳については、試査により符合していること、また、補助対象経費の算定にあたっては、補助対象外の経費を細かく算定し除外する等により、適正に対処されていることが確認できた。

補助の対象となる路線は、いずれも低収益であるが、地域住民の足として欠かせない路線である。今後も出来る限りの経費削減と安全運行に努め、地域住民の交通手段確保に貢献することを望むものである。